

あやすぎデイサービスセンター重要事項説明書

<指定地域密着型通所介護>

(平成30年4月1日現在)

当事業所は、ご契約者（ご利用者）に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 平成会		
所在地	熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497-2		
電話番号	0968-32-2117	FAX番号	0968-32-3176
代表者氏名	理事長 太田 黒 昭 彦		
設立年月日	平成元年11月28日		

2 事業所の概要

事業所の名称	あやすぎデイサービスセンター		
所在地	熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497-2		
電話番号	0968-32-2117	FAX番号	0968-32-3176
管理者氏名	高 木 一 幸		
事業開始年月日	指定地域密着型通所介護 平成28年4月1日		
指定番号	熊本県 4372500563		
利用定員	18名		
通常の事業の実施地域	山鹿市		

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜 ただし、12月31日から1月3日までを除く
営業時間	8:00~17:00
サービス提供時間	9:30~15:30

4 設備等の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建て
設備	デイセンターホール1室（食堂・機能訓練室） 静養室1室 ・ 相談室1室 ・ 事務所1室 ・ 会議室1室
浴室	一般浴室・特殊浴室
トイレ	1か所
ナースコール	トイレ、浴室、静養室にナースコールを設置しています。

5 職員の勤務体制

職 種	配置人員	業務内容
管 理 者	常勤兼務 1名	事業所の運営管理
生 活 相 談 員	常勤兼務 2名	相談援助業務全般（介護職員を兼務）
看 護 職 員	常勤兼務 2名	利用者の健康管理（機能訓練指導員を兼務）
機能訓練指導員	常勤兼務 2名	利用者の機能回復訓練（看護職員を兼務）
介 護 職 員	常勤専従 3名	利用者の介護業務
	常勤兼務 2名	
管 理 栄 養 士	常勤兼務 1名	栄養管理
歯 科 衛 生 士	非常勤兼務 1名	口腔ケアの指導

6 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、その目標を設定し、計画的に妥当適切なサービスの提供に努めます。

7 サービス内容

「居宅サービス計画」に沿って、「地域密着型通所介護計画」を作成し、次のサービスを提供します。

① 送 迎

送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、利用者の自宅から事業所間の送迎を行います。ただし、利用者の自宅への車の乗り入れが困難である等やむを得ない場合は、利用者と協議の上で定めた、所定の場所と事業所間の送迎を行います。

② 食 事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の嗜好や心身等の状況を考慮した食事を適時適温で提供し、必要な食事介助を行います。

③ 入 浴

利用者の心身の状況及び希望に応じて介助浴、特殊浴を行います。

④ 排泄の介助

利用者の心身の状況に応じて、トイレ誘導等必要な介助を行います。

⑦ 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。

⑧ 趣味活動

利用者の希望に沿って、各種趣味活動を行います。

⑨ 健康管理

看護職員が利用者の健康管理を行います。

⑩ 相談及び援助

利用者及びその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

8 利用料金

(1) 介護保険対象サービス費

利用者は、要介護認定に応じた介護報酬告示上の額から介護保険給付額を差し引いた差額分である「自己負担額」（通常はサービス利用料金の1割負担となります。ただし、一定以上の所得のある方は、2割又は3割（※）負担となる場合があります。詳しくは、「介護保険負担割合証」をご確認ください。）をお支払いいただきます。

※ 3割負担：2割負担者のうち特に所得の高い方が対象となります。平成30年8月から適用されます。

イ 基本利用料：地域密着型通所介護費（1割負担の場合）

（サービス提供時間が6時間以上7時間未満の利用料）

要介護区分	1日当たりの自己負担額
要介護1	662円
要介護2	782円
要介護3	903円
要介護4	1,023円
要介護5	1,144円

ロ 加算・減算利用料：以下の要件を満たす場合、基本利用料に以下の料金が加算又は減算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額 (1割負担の場合)
①サービス提供体制強化加算（I）イ	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、50%を超える場合（1回につき）	18円
②個別機能訓練加算（I）	機能訓練指導員を配置し、利用者の居宅を訪問したうえで、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合（1日につき）	46円
③入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合（1日につき）	50円
④栄養改善加算	管理栄養士を配置し、利用者の栄養改善サービスを提供した場合（1回につき。月2回まで）	150円
⑤口腔機能向上加算	歯科衛生士等が共同して利用者の口腔清掃指導や接触・嚥下機能訓練の指導等口腔機能向上サービスを行った場合（1回につき。月2回まで）	150円

⑥若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービスを提供した場合（1日につき）	60円
⑦介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員処遇改善計画書を作成し都道府県知事に届け出る等、各種要件に適合している場合 〔1月の利用料金（基本利用料＋加算利用料）×2.3%〕	左記額の1割
⑧送迎未実施減算	事業所が利用者の送迎を実施しない場合（片道につき）	-47円

※ 上記イ及びロの利用料金（介護保険対象利用料金）について、法改正等による居宅介護サービス費用基準額の変更があった場合は、利用料金を変更する場合があります。

（2）介護保険対象外サービス（全額自己負担）

食費	食事の提供に要する費用 500円（1回につき）
おむつ代	おむつの提供を受けた場合 実費（別紙料金表参照）
口腔ケア用品代	口腔ケア用品の提供を受けた場合 実費（別紙料金表参照）
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品や趣味活動に要する材料等）について、費用の実費をいただきます。

※ 上記料金（介護保険対象外利用料金）について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合、変更の内容と変更する事由について、事前に利用者又は家族に説明し、同意を得るものとします。

9 利用料金のお支払方法

当月の料金合計額の明細を記入した請求書を、翌月10日までに利用者又は家族に送付いたしますので、口座自動振替又は現金にてお支払い下さい。お支払いを確認した後、領収書を発行いたします。

10 緊急時の対応

利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関及び家族に連絡を取る等必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応

- ① サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② サービスの提供にともなって事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 利用の中止、変更、追加

- ① 利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用予約のキャンセル又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施日の前日まで

に連絡して下さい。

- ② サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日を利用者に提示して協議します。
- ③ 事業所は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができるものとします。この場合、事前に家族に利用者の状況について説明を行い、必要に応じて主治医又は協力医療機関に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

1.3 利用者の留意事項

当事業所の利用に当たっては、次の事項にご留意下さい。

- ① 故意に事業所の設備、備品等に損害を与えたり、持ち出したりしないで下さい。
- ② 入浴サービスを利用する際は、職員の指示に従い、入浴時間、注意事項等を守ってください。
- ③ 指定された場所、時間以外において飲酒をしないでください。
- ④ 喫煙は所定の場所で喫煙してください。
- ⑤ 他の利用者に迷惑を及ぼすような宗教、政治活動を行わないで下さい。
- ⑥ 送迎サービスを利用する場合は、利用者の自宅から事業所の間とし、途中での乗降はできません。また、走行中のマナーを守ってください。
- ⑦ 事業所内にペットを持ち込まないでください。

利用者の故意又は重大な過失により、施設、設備等を破損、汚損若しくは変更した場合には、利用者の負担により、現状に復するか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。

1.4 防災対策

- ① 消防計画に基づき、防火管理者、火元責任者を配置して防災対策を行います。
- ② 当事業所には、防災設備として、スプリンクラー、避難誘導灯、自動火災報知器、防火シャッター、屋内消火栓、消火器、非常通報装置を設置しています。又、防災設備は、年2回専門業者による点検を行っています。
- ③ 非常災害に備えるため、次の訓練を行います。

・防災教育及び基本訓練（消火、通報、避難誘導）	年1回以上
・利用者を含めた総合訓練	年1回以上
・防災設備等の使用方法の周知	随時

15 苦情処理

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	あやすぎデイサービスセンター		
電話番号	0968-32-2117	F A X 番号	0968-32-3176
Eメール	ayasugi-day@ayasugisou.com		
苦情受付担当者	通所介護課主任：片瀬 優		
苦情解決責任者	管理者 高木 一幸		
受付時間	8：00～17：00（月曜～金曜） 担当者が不在の場合は、事業所の他の職員が対応いたします。		
苦情処理 第三者委員	社会福祉法人平成会監事 高巢 賢史 （連絡先：0968-32-2914） 野中 弘樹 （連絡先：0968-32-2205）		
その他の 苦情受付機関	<ul style="list-style-type: none"> • 熊本県健康福祉部高齢者支援課 住所：熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 電話：096-333-2215 • 熊本県国民健康保険団体連合会 住所：熊本市東区健軍2丁目4番10号（市町村自治会館内） 電話：096-214-1101（介護サービス苦情・相談窓口） • 山鹿市長寿支援課 住所：山鹿市山鹿987-3 電話：0968-43-1180 		

16 利用料金表

【地域密着型通所介護】(1日につき)

種別 \ 要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
地域密着型通所介護費 ①	662円	782円	903円	1,023円	1,144円	1割負担の場合
個別機能訓練加算Ⅰ ②	46円					
入浴加算 ③	50円					
サービス提供体制強化加算Ⅰイ ④	18円					
食事の提供に要する費用 ⑤	500円					
1日当たりの負担額⑥ (①+②+③+④+⑤)	1,276円	1,396円	1,517円	1,637円	1,758円	
<p>1 ①～④の料金は、1割負担の場合の料金です。</p> <p>2 ⑥の料金は、個別機能訓練、入浴を利用し、食事を提供した場合の利用料金です。</p> <p>3 上記利用料金の他に、利用者の状況や事業所が提供するサービスの内容により、本重要事項説明書8の(1)口の④～⑦の加算料金をご負担いただく場合があります。</p> <p>4 送迎を実施しない場合は、上記利用料金より、片道につき47円が減算されます。</p>						

同意書

指定地域密着型通所介護サービスの利用に当たり、契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497-2
名称 社会福祉法人 平成会
代表者 理事長 太田 黒 昭 彦 印
説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、契約書及び重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意します。

平成 年 月 日

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印

続柄 ()